

第 65 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第2条第2項中「第2条第14項」を「第2条第15項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に改める。

別表第1の6の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第2の9の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の6の項及び別表第2の9の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。